

第 2 8 8 回 鳥 取 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会

議 事 次 第

日時：令和 5 年 1 月 1 7 日（火）午前 1 0 時から

場所：倉吉シティホテル 3 F カサブランカ

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

（協議事項）

（1）漁業権一斉切替えに係る漁場計画（素案）について

（2）その他

5 そ の 他

6 閉 会

第288回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

(任期：令和3年1月1日～令和6年12月31日)

<委員会>

区分	氏名	所属等	備考
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 代表理事組合長	会長職務 代理
	じくはら よしお 竺原 吉男	天神川漁業協同組合 理事	
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合	
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	国土交通省環境アドバイザー	会長
	みたに るみ 三谷 るみ	社会福祉法人あすなろ会 介護職員	
学識経験 (3名)	おおたに みちこ 大谷 道子	日野川水系漁業協同組合 職員	
	やまさき ひろこ 山崎 寛子	株式会社荒谷建設コンサルタント 職員	
	よしだ ゆかり 吉田 由歌理	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 非常勤職員	

<鳥取県>

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	國米 洋一
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課漁業調整担当	係長	本田 夏海
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課漁業調整担当	水産技師	西田 智亮
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	室長	清家 裕
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	主任研究員	田中 靖

<委員会事務局>

役職	氏名	備考
事務局長	氏 良介	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 課長
次長	松田 成史	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 課長補佐
書記	橋本 和輝	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 主事

鳥取県内水面漁場管理委員会規程

改正 昭和28年3月20日 第17回委員会
同 昭和45年11月27日 第94回委員会
同 平成16年9月24日 第219回委員会
同 平成24年3月26日 第247回委員会
同 令和4年5月17日 第286回委員会

(所事業項)

第1条 鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他の法令の定めるところにより鳥取県の区域に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項その他漁業法によりその権限に属する事項を処理する。

(事務局所在地)

第2条 委員会の事務局は鳥取市東町一丁目220番地鳥取県庁農林水産部水産振興局漁業調整課に置く。

(委員会)

第3条 委員会は委員8名をもって組織する。

- 2 委員会に会長及び会長職務代理者各1名をおく。会長及び職務代理者は、委員の互選により決める。
- 3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員をおくことができる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

- 2 会長職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたるときその職務を代理する。
- 3 会長及び会長職務代理者の任期は4年とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長がこれを招集する。会長事故あるときは、会長職務代理者がこれを招集する。会長、会長職務代理者ともに事故あるときは委員の中で最年長者が招集する。ただし委員の改選後、最初の委員会は、知事がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の1以上が議案を示してその開催を請求したときは、会長は請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会を招集しようとするときは、会長は予め議事事項並びに委員会の日時、及び場所を開催の日から3日前までに各委員に通知しなければならない。

第6条 委員会は定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、法令で特別に定める場合を除くほか出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は公開とする。
- 4 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第7条 委員会の会議では、予め通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

- 2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあづかることができない。ただし、委員会において承認したるときは、この限りではない。

第10条 会長は、委員会の議事録を作成し、下の事項を記載する。

- 1 委員会の日時及び場所
- 2 出席委員の氏名
- 3 議事事項
- 4 議決の結果
- 5 その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名押印する。

(事務局)

第12条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

第13条 事務局は会長が統括する。

第14条 事務局に書記を置き会長これを任免する。

第15条 職員の職は局長、次長及び主事とする。

- 2 前項の職員は、書記の中より会長これを選任する。

第16条 事務局長は会長の命を受け職員を指揮し事務局に関する事務を総理する。

- 2 次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき、又は欠けたるときはその職務を代行する。
- 3 主事は、上司の命を受け事務に従事する。

第17条 事務局長は、会長又は、その代理者に事故あるときは、その事務につき代決することができる。ただし重要な事項については、後閲を受けなければならない。

(現用公文書の管理)

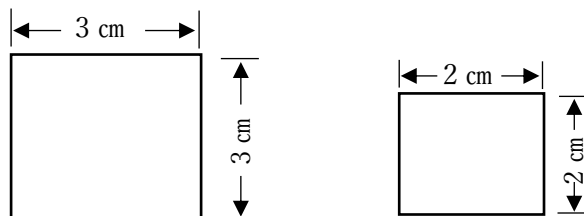
第18条 委員会の現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関しては、知事の事務部局の現用公文書の管理に関する定め例による。ただし、会長の決裁を受ける起案文章は、電子決裁等システムによらず、紙文書によるものとする。

(給与及び職務)

第19条 職員に対する給与並びに服務については、鳥取県条例並びに規則その他に定めるところによる。

第20条 委員会の公布する規則及び告示は鳥取県公布式条例を準用する。

第21条 委員会及び会長並びに事務局長の公印は次のとおりとする。



第22条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

第23条 前各条に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は会長がそのつど定める。

附 則

この規程は、昭和25年10月23日から施行する。

漁業権の切替えに係る漁場計画（素案）について

令和5年1月17日
漁業調整課1 免許方針（案）
別紙のとおり

2 漁場計画（素案）の概要

■存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間
（湖山池は令和10年8月31日までの5年間）

番号	種類	漁業の名称（※）	漁場の区域	現漁業権者	備考
内共第1号	第五種共同	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	千代川	千代川漁協	
内共第2号	第五種共同	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	天神川	天神川漁協	
内共第3号	第五種共同	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい、うなぎ	日野川	日野川水系漁協	
内共第4号	第一種共同 第五種共同	しじみ（やまとしじみ） こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	湖山池	湖山池漁協	短期免許（5年）
内共第5号	第一種共同 第五種共同	しじみ（やまとしじみ）、 <u>ごかい</u> こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき	東郷池	東郷湖漁協	魚種の見直し

※ 「やまめ」には「さくらます」を含む。「あまご」には「さつきます」を含む。

条件（第五種共同）

- 生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

【主な検討内容】

地区	種類	漁業の名称	検討の概要
東郷池	第一種	ごかい	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
千代川	第五種	ぶらうんとうらうと	・一部水域に移入しており、今後遊漁者が増える可能性があることから新規の設定要望があったが、「水産分野における産業管理外来種」であり、生態系等に被害を及ぼす恐れがあるため、設定しない。
湖山池	第五種	ぼら、すずき	<ul style="list-style-type: none"> 遊漁者が増加し、釣具が網漁具に絡まるなどして漁業に影響が出ているため、採捕者の一定の管理が必要なこと、また、若い組合員が増え、シジミだけでない漁業振興を図りたいとの思いから再設定（H25に漁業権から除外）の要望があったが、現時点、出荷量は多くなく漁業生産上の重要性は低いこと、増殖行為についても手法の検討が必要なことから設定しない。 遊漁者との利用調整については、必要に応じて内水面漁場管理委員会の指示等により対応を検討する。 <p>（前回委員会） 漁業実態、増殖の方法、遊漁者との利用調整の方法について調査し対応を検討する。</p>
	第一種 第五種	全ての漁業	<ul style="list-style-type: none"> 10年間の通常免許の希望があったが、次の理由により短期免許を計画。 ⇒ 湖山池は汽水化により汽水・海水種は増加したが、漁業権対象種は主に淡水種又は回遊種であり、汽水化後に減少に転じた魚種が多い。湖内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応する必要があるため短期免許とする。 ※ 湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25より5年間の短期免許としている。 <p>（前回委員会） 湖内環境が安定し増殖に適しているかどうかを調査し対応を検討する。 ただし、ぼら、すずきを再免許する場合は短期免許を検討する。</p>

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

（前回委員会）

「あまご」、「にじます」について、利用実態があり、遊漁者もいるが、「あまご」は山陰在来魚種でないこと、「にじます」は「水産分野における産業管理外来種」のため、近年、増殖行為が行われていないが、すべての河川で継続設定の希望あり
→対応案：継続設定を希望する漁協については、増殖行為について確認した上で免許

（検討の結果）増殖行為を指導し、設定

3 漁場計画（素案）の検討の経過と今後のスケジュール

<経過>

- ①関係漁業協同組合（支所）への聞取調査（～R4. 11）
- ②鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）への方針協議（R4. 12. 5）
（漁業者代表より新たな魚種の設定等について改めて要望）
- ③市町村への方針説明（R4. 12. 19）：意見なし
- ④委員会への協議（R5. 1. 17）

<今後のスケジュール（想定）>

- ⑤漁場計画素案の作成
- ⑥パブリックコメントの実施（R5. 2. 1～21 予定、対象：利害関係人）・結果の公表（R5. 3）
- ⑦漁場計画の案の作成、委員会への諮問（R5. 3）、委員会において公聴会開催の上、答申（R5. 4）
- ⑧漁場計画、漁業の免許予定日等の公示（R5. 5. 31 までに）
- ⑨免許の申請受付、審査（委員会への諮問、答申）（R5. 6～8）
- ⑩免許（R5. 9. 1）

（参考）

（1）鳥取県内水面漁場管理委員会の指示について

- ・水産動植物の繁殖保護、漁業権や入漁権の行使の適切化、漁場使用に関する紛争の防止又は解決を図るため、鳥取県内水面漁場管理委員会が独自の判断で出せる水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁場の使用に関する制限その他必要な指示のこと。（根拠：漁業法第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項）
- ・委員会指示のみの場合、違反しても罰則はないが、都道府県知事が裏付命令を出すと強制力が発生し、罰則も適用される。（根拠：漁業法第 120 条第 8 項、第 11 項、第 171 条第 4 項及び第 191 条）

○漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第 120 条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第 60 条第 1 項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第 7 項に規定する入漁権をいう。次条第 1 項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第 171 条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

（2）パブリックコメントについて

漁業法第 6 7 条第 2 項において準用する第 6 4 条第 1 項の規定に基づき、漁場計画案を作成するに当たり、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係人から意見聴取するもの。
意見する者は、当該事案に対し利害関係のあることを疎明（説明）する必要があります。

○漁業法 抜粋

（海区漁場計画の作成の手続）

- 第 6 4 条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4～8 略

○漁業法施行規則 抜粋

（都道府県知事による意見の聴取）

- 第 2 2 条 都道府県知事は、法第 6 4 条第 1 項（法第 6 7 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- 2 法第 6 4 条第 1 項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

※取消線及び下線は素案からの変更箇所

鳥取県内水面漁業権免許方針（案）

令和5年9月に予定されている内水面漁業権の一斉切替えに伴う内水面漁場計画の作成は、「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付4水管第57号水産庁長官通知）」、「改正漁業法に基づく海面利用制度の運用について（令和2年6月30日付2水管第499号水産庁長官通知。以下「海面利用ガイドライン」という。）」に定めるもののほか、この方針の定めるところにより行う。

1 基本的な考え方

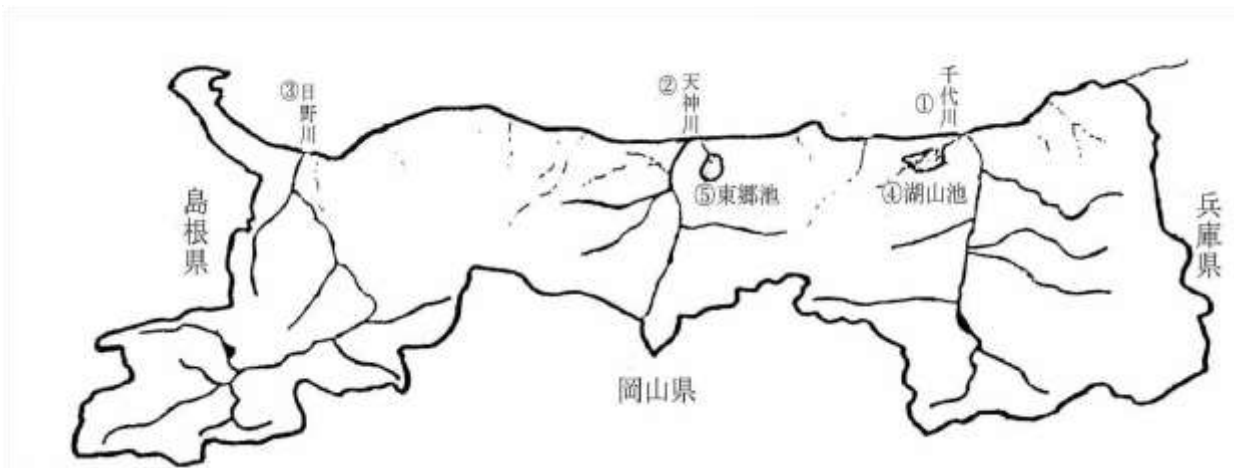
本県内水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産資源の持続的な利用を確保し、内水面全体が最大限に活用される内水面漁場計画を作成する。

それぞれの漁業権が、内水面全体の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定し、現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先し、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合は、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保する。

なお、適切かつ有効に活用されている活用漁業権については、海面利用ガイドライン等に従い、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）を設定する。

【現在の鳥取県における内水面漁業権の免許内容】

- (1) 期間 平成25年9月1日（湖山池は平成30年9月1日）から令和5年8月31日まで
(2) 漁業権区域



(3) 漁業権の内容

河川名等	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類（※）	漁業権者（漁協）
①千代川	内共第1号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ	千代川漁協
②天神川	内共第2号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ	天神川漁協
③日野川	内共第3号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ、ウギ	日野川水系漁協
④湖山池	内共第4号	第1種共同 第5種共同	ジミ(ヤマトジミ) コイ、フナ、ウギ、ワカギ、シウオ、ヒ	湖山池漁協
⑤東郷湖	内共第5号	第1種共同 第5種共同	ジミ(ヤマトジミ)、コイ コイ、フナ、ウギ、ワカギ、シウオ、ヒ、ボラ、スギ	東郷湖漁協

（※）ヤマメにはサクラマスを含む。アマゴにはサツマスを含む。

2 漁業種類別の免許方針

(1) 第一種共同漁業権

第一種共同漁業権は、藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業であり、組合による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するもので、漁業協同組合に免許される。第一種共同漁業はその前提として、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理を特に必要とするものであり、これらに対する漁業関係者の意欲を重視し、対象水産動植物を選定する。

免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大を図るものについて免許する。

1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置及び区域は、現行免許どおりとする。

(現行の漁場の位置は、定着性の水産動植物を対象とした漁業が盛んな水面として、漁業権を設定している湖山池及び東郷湖の存する市町を設定。)

(現行の区域は、水産動植物の生息状況、第五種共同漁業権に係る増殖の実態を勘案して、漁業権の行使に必要な区域を設定。)

イ 漁場区域について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類(対象水産動植物)

漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。

ア 既存の対象水産動植物の考え方

利用している対象水産動植物は、引き続き設定する。

利用していない対象水産動植物は、利用できるほどの資源がない等の利用していないことの合理的な理由があること、利用できる状況になれば利用する意欲がある場合は、引き続き設定する。

利用がなく、かつ、利用の見込みがない対象水産動植物については削除を検討する。

イ 新規の対象水産動植物の考え方

漁業生産において重要な水産動植物について設定する。

3) 漁業時期

漁業権を管理するために必要な時期を設定する。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は10年とする。

ただし、漁業調整のため必要な場合は短期免許とする。

(湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、平成25年より5年間の短期免許としている。)

(2) 第五種共同漁業権

第五種共同漁業権は、内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業に該当しないもので漁業協同組合に免許される。第五種共同漁業の免許には、法第168条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要である。これは、内水面が一般に、海面と比べ自然的豊度が低く、立地条件等から水産動植物の採捕が容易なため、多数の採捕者による乱獲により資源が枯渇するおそれがあるに大きいこと、そこを生業の場とする漁業者の数が少なく、また、主に兼業として営んでいる者が多く、漁業組合の組合員以外の採捕者(遊漁者等)も多いという公共的性格が強いことから、この公共的性格と第五種漁業権という私権の設定との調和のため、免許を受けた組合に対し、増殖と適切な漁場の管理の義務を課し、内水面の資源の維持増大及び有効利用による内水面の資源的価値を高めることとしているものであることによる。

また、県知事が認可する遊漁規則によらなければ遊漁を制限してはならないこととして組合員と遊漁者等との調整を図るものである。

免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁業者、採捕者、遊漁者及び地域住民による利用の調和などの漁場秩序の維持、水面の有効活用及び内水面の資源の維持増大による漁業生産力の維持増大を図り、もって、内水面の資源的価値を高めるものについて免許する。

1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置及び区域は、現行免許どおりとする。

(現行の漁場の位置は、増殖に適している水面を一河川(湖沼)一漁業権として設定している千代川、天神川、日野川の3河川及び湖山池、東郷湖の2湖沼の存する市町を設定。)

(現行の区域は、水産動植物の生息状況、増殖の実態を勘案して、漁業権の行使に必要な区域を設定。)

イ 漁場区域について、緯度経度による表記を行う。

2) 漁業の種類(対象水産動植物)

漁業生産上重要であり、かつ増殖行為が行われ、採捕者が多数いることから資源保護の必要性が高い魚種を設定する。

ア 既存の対象水産動植物の考え方

利用し、適切な増殖行為が行われている対象水産動植物は、引き続き設定する。

利用していない対象水産動植物は、利用できるほどの資源がない等の利用していないことの合理的な理由があること、利用できる状況になれば利用する意欲がある場合は、引き続き設定する。

利用がなく、かつ、利用の見込みがない対象水産動植物については削除を検討する。

適切な増殖行為を怠っており、かつ、行う見込みがない対象水産動植物は、削除する。

(ただし、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の観点からこいの放流・移植に当たり都道府県水産試験場等の公的試験研究機関に安全の確認を得たうえで行う必要があり、増殖を行う意思があっても、実際に増殖行為を行うことができないこととなることから、漁業権者の責めに帰することができないため、当分の間、「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っている」とは認めない。)

イ 新規の対象水産動植物の考え方

漁業生産において重要な水産動植物について設定する。

なお、水産分野において産業上重要であるが適切な管理が必要となる外来種であるニジマス、ブラウントラウト及びレクトラウト(水産分野における産業管理外来種 ※)については、生態系等に被害を及ぼすおそれがあるため、その分布域の拡大を招く可能性のある利用につながるような第五種共同漁業の新たな免許(既存の漁業権漁場において第五種共同漁業の対象魚種として追加する場合を含む。)は行わないこととする。

※ ニジマス、ブラウントラウト、レクトラウトの3魚種が分類。外来生物法の規制はないが、生態系等に被害を及ぼすおそれがあるため、外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」を守ることが必要。

3) 漁業時期

漁業権を管理するために必要な時期を設定する。

4) 存続期間

漁業権の存続期間は10年とする。

ただし、漁業調整のため必要な場合は短期免許とする。

(湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、平成25年より5年間の短期免許としている。)

5) その他

生態系を保全するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が定める増殖目標量を原則とすることを免許漁業権の制限又は条件とする。